

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

ア 日立市の地域特性

(自然特性)

① 位置・地勢

本市は、茨城県の北東部に位置し、東京から北へ約 150 km、県庁所在地である水戸市からは北へ約 40 km の距離にある。南北に 26.3km、東西 17.9km の広がりを持っており、面積は 225.73 km² である。

東は太平洋に面して風光明媚な海岸線を有し、西には阿武隈山地の支脈である多賀山地が連なり、温暖な気候と海・山の豊かな恵みを楽しながらも東京圏に近い茨城県北部の中核都市である。

位置的に関東地方と東北地方の結節点に当たり、また、茨城港日立港区を有し、北関東地方の海の玄関口として位置付けられている。

② 地形

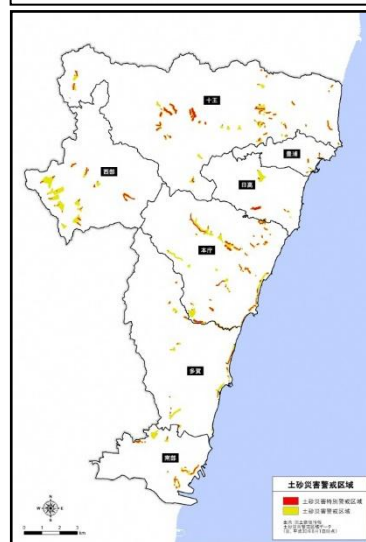
本市は、東は太平洋に面しており、南北約 33 km にわたる海岸線は、海食崖を形成し、その前面には一部砂浜を形成している。この崖の上には標高 20～60m の平坦な台地が 2～3 km の幅で南北に細長く続いている。

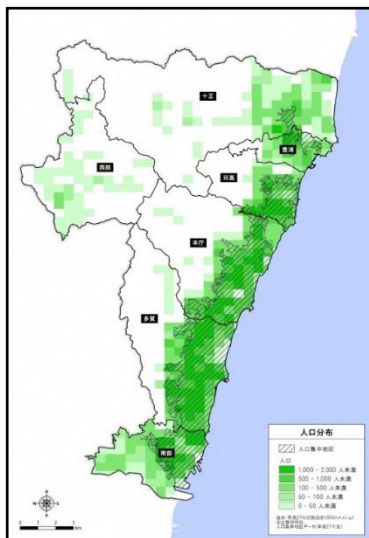
一方、西は阿武隈山系南端の多賀山地の堅破山、石尊山、神峰山、高鈴山、風神山等の山々が連なり、市域の約 3 分の 2 を山地が占め、海岸線まで緩やかな段丘を形成している。

このため、市街地においても土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が指定されている地域が点在する。また、海と山に挟まれた地形上、南北に細長い狭い範囲に市街地が集積し、比較的高密度な市街地が形成されており、市域内の人口は、沿岸部に集中している。

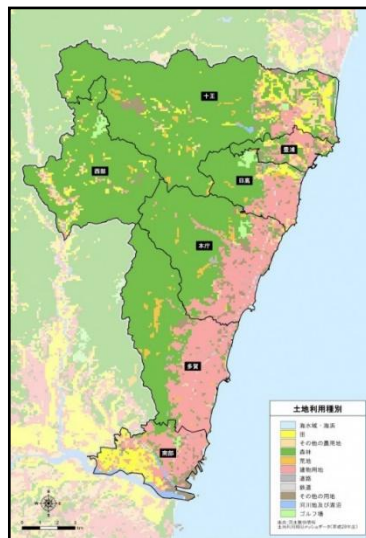
主要交通網としては、JR 常磐線、国道 6 号及び 245 号、常磐自動車道が海岸線にほぼ平行して走っており、日立南太田、日立中央、日立北の 3 つの常磐自動車道インターチェンジが立地しているが、地形及び土地利用上の制約等から、交通は南北方向の移動が主であり、慢性的な道路交通渋滞が発生している。

市内を流れる河川（一級・二級・準用）は、20 河川と数が多い上に、勾配の急な中小河川が多く、河川断面が狭小な箇所も存在する。





人口分布図



土地利用現況図



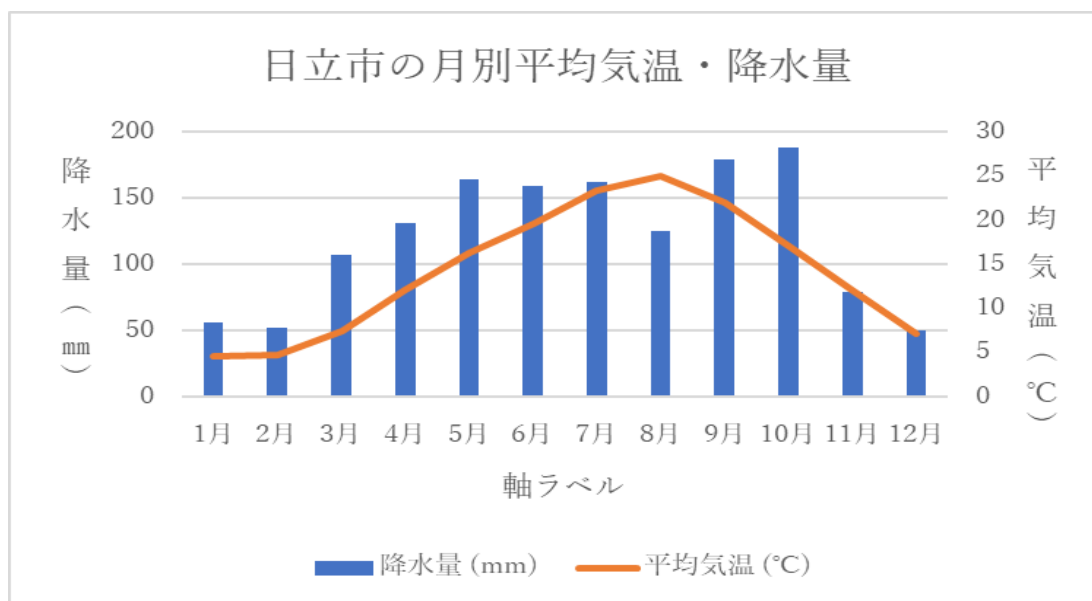
河川現況図

③ 気候・自然環境

本市は、東側が太平洋に面し、市街地の西側に多賀山地を抱えているため、夏は涼しく、冬は温暖で、四季を通じて寒暖の差が少ないという、関東地方の他の地域と異なる気候的な特徴を有している。

本市では、産業の発展過程で発生した公害問題に対し、自然環境を回復するため に桜の植栽に取り組んできたことから、市内各所に市の花「サクラ」を見ることができ、特に「かみね公園・平和通り」は、日本のさくら名所 100 選に選ばれている。

また、県北で一番長い 33km の海岸線には、6 つの海水浴場があり、伊師浜国民休養地内には、全国で唯一のウミウの捕獲場があり、全国の鵜飼地に送られている。



資料：気象庁
(1991～2020 年の 30 年間の平均値)

想定される地域の災害リスク

(地震)

茨城県地震被害想定調査報告書（平成 30 年 12 月）では、茨城県北部地域に甚大な被害をもたらすおそれのある地震として、次の 3 つの想定地震が挙げられている。このうち、本市では「F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F 1 断層）」による震度が最も大きく、被害量も大きいと想定されている。

県北部に被害をもたらす想定地震

地震想定	地震規模	市内の最大震度
F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (県北部の活断層による地震の被害)	Mw7.1	7
棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (県北部の活断層による地震の被害)	Mw7.0	6 弱
太平洋プレート内の地震（北部） (プレート内で発生する地震の被害)	Mw7.5	6 強

資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成 30 年 12 月）

F 1 断層の地震による日立市の被害想定

地震名		F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F 1 断層）			
地震規模		M 7.1			
最大震度		震度 7			
区分		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	
被害の概要	建物被害	全壊・焼失	約 5,800 棟	約 5,400 棟	約 6,300 棟
		半壊	約 11,000 棟	約 11,000 棟	約 11,000 棟
	人的被害	死者	約 340 人	約 170 人	約 270 人
		負傷者	約 2,300 人	約 1,600 人	約 1,800 人
		重傷者	約 400 人	約 250 人	約 310 人

資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成 30 年 12 月）

(津波)

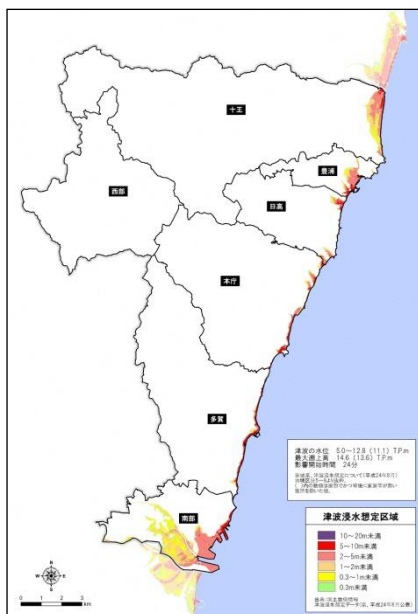
茨城県は東日本大震災を受け、平成 24 年に新たな津波浸水想定を設定した。

このうち、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による津波の浸水域、津波高等は、次のとおりである。

津波の予測（日立市）

海岸名	影響開始時間（分）	津波高（m）
川尻港海岸～ 日高漁港海岸	24 分	7.17～ 9.62m
日高漁港海岸～ 多賀海岸	24 分	6.66～11.58m
多賀海岸～ 水木漁港海岸	26 分	6.96～11.07m
久慈漁港海岸～ 豊岡海岸	26 分	4.95～10.90m

資料：平成 24 年県津波調査の報告書、検討資料をもとに作成



津波浸水想定区域図



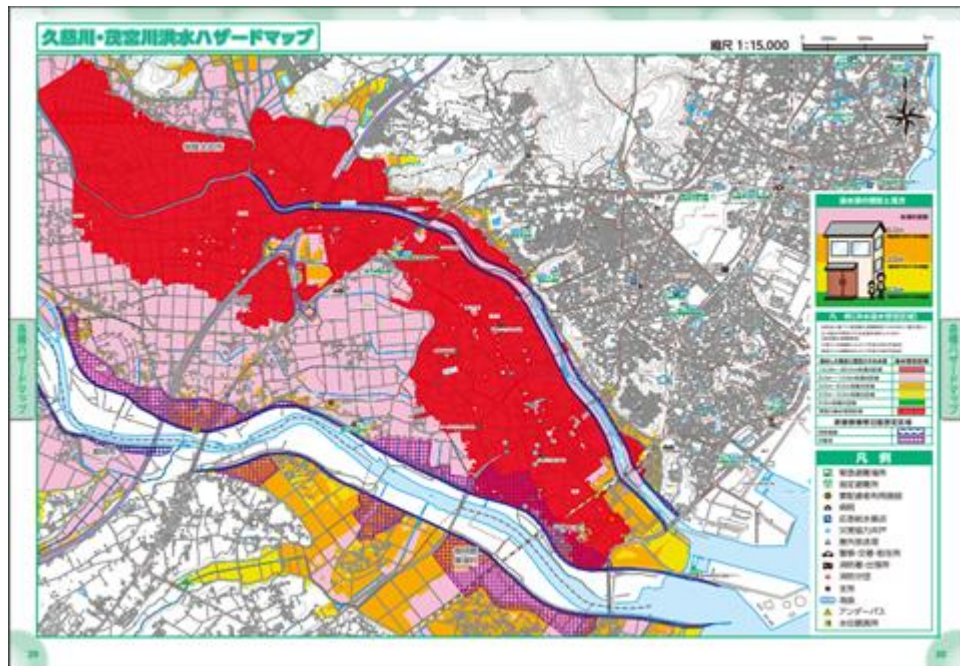
日立市津波ハザードマップ

(風水害)

風水害では、春先から9月頃にかけて大雨・雷雨による被害、8月～10月頃にかけて台風による被害が想定される。

また、大雨は、台風と梅雨時期のものが多く、これらによる河川の氾濫、浸水等が想定される。

市南部の久慈川・茂宮川周辺の地域は、国及び県が公表した洪水浸水想定区域図によると、ほとんどの地域において浸水による被害が想定されている。



日立市久慈川・茂宮川ハザードマップ



日立市十王川・花貫川ハザードマップ

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、地域経済や社会生活を始めとする市民の生活の安定にも大きな脅威となる。

出典：日立市新型インフルエンザ等対策行動計画

(2) 域内の商工業者の状況

・商工業者等数 6, 148 件 ※旧十王町分を含む

・小規模事業者数 4, 030 件

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は 60 者)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	卸・小売業	1,464	910	市内に広く分散している
	宿泊・飲食業	774	534	〃
	建設業	629	601	〃
	製造業	619	478	市内に広く分散しているが、工業団地等、集中している地域もある
	その他	2,662	1,507	市内に広く分散している

出典：日立市の統計：5 産業 事業所／経済センサス活動調査（令和 3 年 6 月 1 日）

(3) これまでの取組

1) 日立市の取組

① 日立市地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条、及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の規定に基づき、市域にかかる風水害、地震災害、原子力災害等について、災害予防、応急対策及び災害復旧にいたる一連の防災活動並びに警戒宣言発表時における事前措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とした、計画を策定した。

② 日立市国土強靱化地域計画の策定

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づき、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、甚大な被害の発生を避けること、また、これらの災害でありがちな事後における対策の繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をあらかじめ総合的

かつ計画的に実施するとともに、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な社会を作り上げることを目的として、計画を策定した。

③ 日立市総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、災害時の広報手段や避難所機能、地域での防災体制の充実など、危機管理体制の強化を図るため、「災害に強いまちづくりの推進（防災・減災）」を推進している。

④ 総合防災訓練及び自主防災訓練の実施

5年に1回のペースで、自主防災組織や小中学生、各防災関係機関による総合防災訓練（人命救助訓練、救援・救護訓練等）を実施している。

また、毎年、地域のコミュニティ毎に小学校等と連携した自主防災訓練を実施している。

⑤ 防災に関する情報提供

各種防災情報については、各種広報（市報・行政放送・戸別無線機による防災行政無線・緊急情報等メール配信サービス等）のほか、市ホームページにおいて防災関連の情報提供を実施している。

- 避難所 ホームページに避難所一覧を掲載しているほか、各種ハザードマップに避難所を掲載
- 知識・情報 各種防災対策、ハザードマップ、災害協定等を市ホームページに掲載
- 消防・救急 市報・市ホームページに掲載
- 計画・資料 地域防災計画、国民保護計画、ハザードマップ（津波・土砂災害・洪水・原子力）

⑥ 防災備品の備蓄

日立市地域防災計画に基づき、災害時に対する備品を備蓄している。

（主食・飲料水・毛布・トイレ・発電機・救急セットなど）

⑦ 日立市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に規定される市町村行動計画として、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし策定された。

また、市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

⑧ 日立市新型インフルエンザ等に伴う中小企業等に対する支援策の実施

新型インフルエンザ等が発生した場合には、事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な対応を、公正性にも留意し、効果的に行うよう努める。

2) 日立商工会議所の取組

（自然災害）

- ・事業者BCP（事業継続力強化支援計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知。セミナー・個別相談会の開催。

- ・BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知。
- ・当所職員の「日立商工会議所事業継続計画（BCP）」に沿った緊急対応の知識・行動の習得、「日立商工会議所会館消防計画」の所内自衛消防隊編成の見直しと、火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた防災訓練の実施。
- ・日立市が実施する防災訓練への協力。

（感染症）

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止/延期等を行う。
- ・日本商工会議所、茨城県、日立市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供を行う。

【相談窓口の開設】

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、各種給付金等の申請、休業要請への対応などに関連する施策の情報提供を行う。
- ・臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日での相談対応を行う。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 120者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 10者
- ・市内主要産業である製造業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 12%
- ・事業継続力強化に関する個別相談会 年8回
- ・防災訓練の実施 年2回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて当所、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当所経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。
- ④当所職員向けにBCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育が不十分。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②当市防災課、商工振興課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、金融機関や中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当所職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

- ④当所職員向けにBCPに沿った緊急対応の繰返しのトレーニングを行い、知識の習得に努める。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・市内の主要産業である製造業の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が1.5%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年18者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ②市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を5%
- ③主要産業である製造業の小規模事業者においては策定率を20%
- ④損害保険加入の取組を16者に対して行う。
- ⑤上記目標達成のため、年8回個別相談会を開催する。

（その他）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回窓口での経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策・損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・日立市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP : <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回窓口での経営指導時等に訓練(被災からのシュミレーション含む)・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。
- ・当所事業計画については、日立市担当者と随時協議会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- ・普及啓発セミナーや損害保険や生命保険等の紹介、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を、他の支援機関に専門家の派遣を依頼し連携して実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 3 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

日立商工会議所 事務局長 法定経営指導員 1 名 経営指導員 4 名 補助員 3 名 一般職員 8 名	事前相談 茨城県 連携 日立市 商工振興課 防災対策課 連携調整
---	---

①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当所、本市商工振興課・防災対策課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年 1 回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を 6 地区に分け、法定経営指導員 1 名と経営指導員 4 名、補助員 3 名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員 1 名、経営指導員 4 名、補助員 3 名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当所と日立市の連絡協議会（年 1 回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山田 芳靖（連絡先は後述（ 3 ）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく進捗確認，見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 山田芳靖は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（3）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①日立商工会議所 中小企業相談所

〒317-0073 茨城県日立市幸町 1-21-2

TEL： 0294-22-0128 / FAX：0294-22-0120

E-mail：h1204@hitachicci.or.jp

②関係市町村

日立市役所 商工振興課

〒317-0065 茨城県日立市助川町 1-1-1 本庁舎 5 階

TEL： 0294-22-3111 内線 471 775 / FAX：0294-24-1713

E-mail：shoko@city.hitachi.lg.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
・ 専門家派遣費	400	400	400	400	400
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日立市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
茨城県商工会議所連合会 会長 内藤 学 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 4階
連携して実施する事業の内容
①災害時における県会議所連合会と各会議所間での相互協力要請（各種相談，問い合わせ対応，一時的な人的支援協力を含む）【災害時の相互協力に関する協定書第4条】 ②平時及び災害時の防災・災害情報等の共有【協定書第5条】 ③連絡責任者等の選任・報告【協定書第6条】
連携して事業を実施する者の役割
①、②、③ 災害時の相互協力要請，防災・災害情報等の共有，連絡責任者等の選任・報告 （連携者）茨城県商工会議所連合会 （効果）支援機関の早期の業務復旧，事業者への円滑な支援ができる
連携体制図等
①、②、③ <pre> graph TD A[茨城県商工会議所連合会] --- B[担当職員] C[日立商工会議所 事務局長] --- D[法定経営指導員] B --- E[連携 連携調整] --- D B --> F["【地区内小規模事業者等】"] D -- "事業継続力強化計画 普及啓発" --> F </pre>

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当所職員間での安否確認を行う。(安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有する。(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 ※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報等の解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当所は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当所が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当所に被害情報等し、当所から県へ報告を行う。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況や工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当所は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当所が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当所に被害情報等共有し、当所から県へ報告を行う。
- ・市と商工会議所は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

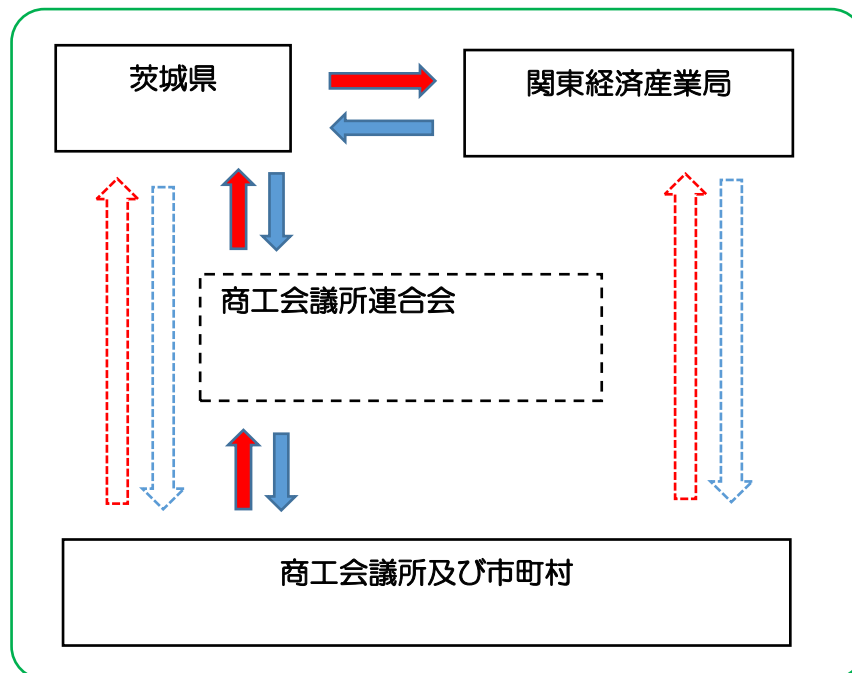
(その他)

- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当所が講じる事業者BCPでは、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
 - ①客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ②交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③2か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④職場における集団感染の予防策
 - ⑤仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
 - ⑥テレワーク体制の構築

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当所が報告した内容について確認を行う。

(連絡体制)



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について、日立市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を相談窓口などで確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした対応支援体制に基づき、災害対応を行う。
- ・ 県内商工会議所との災害時の相互協定（人的・業務支援）の締結。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。